

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 所管事務の調査（報告）

（1）令和6年度 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料1 令和6年度 公益財団法人川崎市消防防災指導公社
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料1 令和6年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和6年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和7年8月27日

消 防 局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和6(2024)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
----------	-------------------	-----	-----------

経営改善及び連携・活用に関する方針				
法人の概要	1 法人の事業概要 火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減など、公共の福祉の向上に寄与することを目的として、消防防災に関する普及啓発事業、各種講習会事業及びアクアライン消防活動支援事業を展開しています。 2 法人の設立目的 消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とします。 3 法人のミッション 消防防災に関する普及啓発や調査研究、消防防災に関する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、公共の福祉の向上に寄与し、安全安心なまちづくりを構築することが法人としてのミッションです。			
本市施策 における 法人の役割	消防に対する市民ニーズが年々増大し、かつ多岐にわたっており、これに対応するためには行政として、組織整備や質的改革をはじめ、市民ニーズへの的確な対応に向けて、組織の最適化に取り組んでいるところです。そこで、法人の消防に係る専門知識を有している消防退職者を有効活用することにより本市の消防行政の推進に寄与し、更には市民にとって最適なサービスを提供できるよう事業を推進します。 ・公権力が伴わない消防事務のうち、予防関係事務では火災予防広報、訓練指導、防火・防災管理に関する各種資格取得講習会の開催などにより、防火意識の普及啓発及び有資格者の養成を推進します。 ・公権力が伴わない消防事務のうち、警防関係事務では地震体験車の活動及び各種救命講習の開催などにより、防災意識の普及啓発及び市民救命士等の養成を推進します。			
	法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策 政策1－1災害から生命を守る 政策1－6市民の健康を守る	施策 施策1－1－4消防力の総合的な強化 施策1－6－1医療供給体制の充実・強化
		関連する市の分野別計画	—	
現状と課題	1 現状 ・法人は、職員の9割以上が消防吏員退職者で、消防の専門的な知識を有しており、この専門的な知識を活用し消防防災に関する普及啓発や調査研究、消防防災に関する指導育成及び防火・防災管理に関する各種資格取得講習会等を行い、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、公共の福祉の向上に寄与しています。 ・消防の専門的知識を活用し、本市から地震体験車を活用した消防訓練等業務を受託するとともに、平成29(2017)年度から修了証及び認定証を交付する全ての救命講習を受託しています。 ・支出抑制を目的とした臨時職員の活用等、経費の削減を図っています。 2 課題 ・「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」の地震体験車の派遣を伴う訓練指導及び「各種講習会事業」の各種資格者講習会の開催の実施方法について、コロナ禍の社会変容、市民のニーズ等を踏まえて実施する必要があります。 ・経営健全化に向けて、効率的な事業の実施及び管理費の削減を検討する必要があります。			
取組の方向性	1 経営改善項目 事務能力及び市民サービス向上のため、職員研修会の実施による職員の資質向上を図るとともに、事務の効率化による経費削減に努めます。 2 連携・活用項目 ・本市施策を補完する防火防災及び救急に関する普及啓発事業及び各種講習会事業について、コロナ禍の社会変容等を踏まえて、効果的に実施します。 ・消防施策の補完的事業である受託事業について、高い専門性を活用し効果的に事業を推進することにより、本市事業との相乗効果により、地域防災力の向上及び救命効果の向上につなげていきます。 ・防火・防災管理に関する各種資格取得講習会について、受講者のニーズに柔軟に対応することにより受講機会が増え、本市事業との相乗効果による防火防災意識の向上につなげていきます。			

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

- 1 消防施策の補完的事業である受託事業について、高い専門性を活用して効果的に事業を推進し、市民救命士等の養成を充実することにより、市民の防火防災意識の向上及び応急手当の知識・技術の習得を図り、本市事業との相乗効果により、地域防災力の向上及び消防施策の成果指標であるバイスタンダーによる心肺蘇生実施率の更なる増加につなげていきます。
- 2 防火・防災管理に関する各種資格取得講習会について、市民、企業等への講習会を実施するなど柔軟に対応することにより、本市事業との相乗効果による消防法令違反の削減及び早期改善につなげていきます。
- 3 東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下からの災害対応に必要な車両及び資機材の適正な維持管理により、公設消防隊の活動を支援していきます。
- 4 コロナ禍の社会変容を踏まえた社会情勢等に基づき「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」、「各種講習会事業」及び「アクアライン消防活動支援事業」を実施しながら、職員の能力の向上を図るとともに、人員、資機材等管理費の削減に取組み、経営健全化を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2025)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	防火防災及び救急に関する普及啓発事業	救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合	42.4	46.7	45.2	%	b	D	II
		市民救命士等の養成者数	3,666	10,500	5,989	人	d		
		地震体験車の利用者数	17,575	25,800	20,529	人	b		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	11,012 (18,953)	16,480 (22,718)	22,579 (34,076)	千円	4)	(4)
②	各種講習会事業	資格講習会受講者数	2,994	5,200	5,482	人	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	-	-	-	千円	0	0
③	アクアライン消防活動支援事業	日常点検実施回数	365	365	365	回	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	-	-	-	千円	0	0

z

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2025)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	経営の健全化	経常収支比率	88.7	100.2	94.0	%	b	B	I
		正味財産	618,390	502,105	523,985	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和6 (2025)年度)	実績値 (令和6 (2024)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	市民サービス向上を目的とした職員研修会の実施	職員研修会の実施・受講回数	11	9	16	回	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和5(2023)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

・普及啓発事業の広報は、令和5年度と同様に各区町内会自治会の会議や各種イベント等の機会を捉えてパンフレットを配布するなどを行なってまいりました。救命講習受講者の増加を図るために、消防局で受付募集している公募講習につきましては、より収容者数が多い会場を確保し、訓練用の人形を増やすなどの見直しにより受講者の受け入れ態勢の拡充を図りました。また、企業等の要請により行う依頼講習につきましては、当日の欠席により受講者が減るケースがありましたので、小規模事業所には、公募講習を促すなどの対応を行ったところです。令和7年度につきましては、引き続ききめ細やかな講習を実施するとともに公募講習を増やしてまいります。

・依頼講習についてはWEB講習の希望は3回74人の利用でした。受付の際に講習時間の短縮などWEB講習の利便性のPRに努めておりましたが、対面での座学を望む利用者の声が多数ありましたことから、令和7年度も継続し受講者のニーズに合わせ今後の市民救命士の養成に反映してまいります。

・各種講習会事業では、指定講習機関と連携し、講習会回数を増やすとともに会場規模の拡大を図り受講者数を増やす取組により目標を達成することができました。

・経営健全化に向け、処遇の改善や人材確保などについて会議を定期的に開催するなど課題を解決する協議を重ねており、引き続き協議を進めてまいります。

【令和6(2024)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

・防火防災及び救急に関する普及啓発事業について、「市民救命士等の養成者数」については目標値に対し実績が6割に満たない状況であり、「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」についても数年にわたり目標を下回っています。講習に必要な人員、時間、1回の講習に対する受講者数と受講者数を増加することに対する講習効果の影響を精査し、応急手当WEB講習を含め、効率的に事業を推進することを期待します。

「地震体験車の利用者数」についても目標未達成となり、これは契約時期が例年より遅れたことが影響しています。契約に至らなかった課題を整理し、令和7年度は年度当初から対応できるよう調整しましたので、引き続き効果的に事業を推進することを期待します。

・各種講習会事業については、引き続き効率的に講習会を開催するとともに、幅広いニーズに対応、引き続き市内防火対象物の違反是正に繋げることを期待します。

・経営健全化に向け、引き続き定期的に会議等を開催し、建設的に協議する場を設けるなど、協力関係を構築する必要があります。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
----------	-------------------	-----	-----------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和6(2024)年度)

事業名	防火防災及び救急に関する普及啓発事業
計 画 (Plan)	
現状	・受託事業として、各種救命講習会を開催し、市民救命士等の養成を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回あたりの受講人数を制限して実施しているため、平成30(2018)年度の332回、7,368人の受講人数から、令和元(2019)年度は263回、6,187人、令和2(2020)年度は154回、2,855人に受講人数が減少しています。 ・受託事業として、地震体験車の派遣を伴う消防訓練指導により、市民の防火防災意識の普及啓発を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成30(2018)年度が216回、28,038人、令和元(2019)年度が204回、25,335人、令和2(2020)年度が112回、13,315人と、利用者数が減少しています。
行動計画	・令和4(2022)年度以降、新型コロナウイルス感染症の終息を見込んだ受講状況を念頭に、引き続き、企業や学校関係者への講習会を実施するなど、ニーズに対応した講習を実施することにより、救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合の向上を目指します。 ・なお、令和5(2023)年度のかわさき保健医療プランの改定に伴い、救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合の令和6(2024)年度以降の目標値が修正となった場合には、本目標値を修正する可能性があります。 ・地震体験車の派遣については、地域や事業所、各種団体、市民のニーズを把握しながら効率的に事業を実施してまいります。
具体的な取組内容	・各種救命講習とも新型コロナウイルス感染症流行前(平成30年度)の水準に受講者数が回復するよう事業を進めてまいります。 ・消防局と協力して、防災関係団体等の会合に出向き、応急手当普及啓発事業の広報を実施し、市民救命士等の増加を図ります。 ・令和4年度から実施してきた応急手当WEB講習について、引き続き周知するとともに、受講者側の声を聴きその結果を今後の市民救命士等の養成に反映させていきます。



実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1・指標2関連】 ・救命講習は、市民等が受講する機会を増やす一環として広い会場の川崎署と中原署において、訓練用の人形の数を増やすなど、新たな取組により、1回あたりの受講者数を増やしました。その結果、令和5年度と比較して開催回数が19回減り250回となったものの、受講者数は405人増えて5,989人となり、回復傾向がみられました(令和5年度実績269回、受講者数5,584人)。また、土日開催については、市民の受講する機会を増やす一環として、令和3年度から特に強化して実施しておりますが、34回の開催となりました(令和5年度実績35回)。 ・WEB講習につきましては、令和6年度は、3回実施し74人が利用しました。講習の依頼があるときにはWEB講習の案内を行ってきたところですが、利用者は増えない状況でした。これは、コロナ禍が落ち着き、WEB講習よりも対面での座学を望む利用者の声が多数あったことによるものです。 【指標3関連】 ・各区の総合防災訓練、自主防災訓練、大規模イベントや学校での消防訓練における地震体験車の派遣依頼回数が149回(令和5年度実績215回)、利用者数が20,529人(令和5年度実績40,370人)と、令和5年度よりも減少しました。これは入札が不調となり契約ができず、また、公社が人員を確保できなかったことも重なり、契約時期が遅れたものです。9月から非常勤嘱託職員を2名採用し随意契約により業務を受託しました。 ・令和6年1月に発生した能登半島地震についても触れながら、市民の皆様丁寧に説明を行いました。
----------------	--



評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合	目標値			45.8	45.8	46.7	47.6	%
	説明 救急現場におけるバイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合	実績値		42.4	42.2	43.5	45.2		
2	市民救命士等の養成者数	目標値			10,500	10,500	10,500	10,500	人
	説明 市民救命士等を養成した人数	実績値		3,666	4,693	5,584	5,989		
3	地震体験車の利用者数	目標値			19,400	25,800	25,800	25,800	人
	説明 地震体験車の利用により防災意識の普及啓発を図った人数	実績値		17,575	35,463	40,370	20,529		

指標1
に対する達成度

b

指標2
に対する達成度

d

指標3
に対する達成度

b

- a. 実績値が目標値以上
b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満
c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満
d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・指標1に関しては目標を達成できませんでした。様々な因子が市民による心肺蘇生実施の割合に影響を与えていると考えられますが、その要因を特定することは難しいと考えております。しかしながら応急手当普及啓発を受託している指導公社としましては、実施割合向上の一助として市民救命士を1人でも多く養成していくことが重要かと考えております。引き続き、バイスタンダー増加に向けた気運の醸成を図るため、救命講習を通じて救命に関する意識向上と救命措置について知識・技術を得た市民救命士を1人でも多く養成していくことが重要であると認識しております。

・指標2に関して、救命講習の実績値は、250回5,989人(令和5年度269回受講者数5,584人)であり、目標値に到達していないものの、市民救命士等の養成者数は令和5年度比で7%増加し、令和6年度は、傷病者に対する応急手当の必要性・重要性を理解していただいたものと受け止めております。目標値を達成するための体制を確立することが課題であると認識しております。

・WEB講習については令和6年度は、3回74人(令和5年度実績11回223人)となり、利用は想定していたほど伸びませんでした。これは、直接講師に質問できることや、企業担当者の事務負担が増えることにより、対面を望む方が増えたことによるものと考えます。一方で、時間や場所を問わず受講可能なWEB講習を必要とする方も一定数いることから、多様な市民ニーズに応えるべく、引き続き対面講習とWEB講習の両方を継続してまいります。

・指標3に関して、令和6年1月に能登半島地震により甚大な被害が発生し、同年8月には南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、社会において防災に対する関心が高まる中で、各区防災訓練やイベントなどで災害の活動経験を踏まえた公社職員により災害の危険性や地震が発生した際の身の安全確保、地震に対する備えの重要性など説明したことで、市民の皆様の方々の防災意識の向上が図られたものと考えております。

しかし、実績値としては、受託契約の開始時期が9月からとなり、目標値を達成することができませんでした。なお、4月から8月までの間は、地震体験車の派遣の依頼につきましては、消防局で対応していると伺っております。

本市に
よる評価

達成状況

- A. 目標を達成した
B. ほぼ目標を達成した
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
D. 現状を下回るものが多くあった
E. 現状を大幅に下回った

D

区分選択の理由

防火防災及び救急に関する普及啓発の取組を進めたものの、指標である「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」が45.2%、「市民救命士等の養成者数」が5,989人、地震体験車の利用者数が20,529人となり、目標を達成できなかったため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		16,480 (22,718)	16,480 (22,718)	16,480 (22,718)	16,480 (22,718)	千円
	説明 本市財政支出 (直接事業費)	実績値		11,012 (18,953)	16,556 (21,871)	17,077 (35,517)	22,579 (34,076)	

行政サービスコスト
に対する達成度

4)

- 1). 実績値が目標値の100%未満
- 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
- 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・普及啓発事業については、職員、非常勤職員、臨時職員及び救急ボランティアを適正に組み合わせるなどにより工夫し、人件費、他の固定費及び消耗品費について削減に取り組んできましたが、昨今の物価上昇等による人件費増加の影響により、本市財政支出は目標値を超えました。しかし、職員の新規採用人数が募集定員に満たなかったことにより人件費が圧縮され、直接事業費は令和5年度より1,441千円低減しております。

本市による評価

費用対効果
「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

(4)

区分選択の理由
防火防災及び救急に関する普及啓発の取組を進めたものの、その取組が不十分であったことにより、本市施策推進に関する指標の目標が達成できず、また、行政サービスコストも目標値の範囲を大幅に超えたため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	普及啓発事業につきましては、市民の安全で安心な暮らしを守ることに直結しておりますので、今後も、時勢に応じた訓練内容とするなど、事業を推進してまいります。 なお、令和6年度に生じた入札不調に係る課題は解決され、令和7年度は支障なく派遣できる見込みであることを申し添えます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
----------	-------------------	-----	-----------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和6(2024)年度)

事業名 各種講習会事業

計 画 (Plan)

現状

指定講習機関からの受託事業として、防火管理講習会等の各種資格講習会を開催し、防火管理等に必要な有資格者を養成していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により1回あたりの受講者数を制限して実施しているため、資格講習会受講者数が、平成30(2018)年度は5,154人、令和元(2019)年度は4,716人、令和2(2020)年度は2,655人と減少しています。

行動計画

令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと想定されますが、令和5(2023)年度からは、新型コロナウイルス感染症の終息を見込んで、各講習会の希望状況等を踏まえて、効率的に講習会を開催するとともに、企業も対象とするなど、幅広いニーズに対応することにより、受講者数の回復を目指します。

具体的な取組内容

・令和5年度は、受講人数が目標値を上回りましたが、令和6年度につきましても、市内防火対象物の防火管理者資格未取得者からのニーズに対応するため、広い会場を確保し1回あたりの受講者を増やすとともに土日の開催を増やすなど指定講習機関と調整し受講機会の増加を図ります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績

【指標1関連】

・指定講習機関と連携し1回あたりの受講者数の増加を図り、各種資格講習会については、防火・防災管理講習等を47回、受講者数は4,747人(令和5年度:43回、受講者数4,266人)、自衛消防業務講習を18回、受講者数は735人(令和5年度:18回、受講者数696人)、合計で65回実施し、受講者数は、5,482人(令和5年度:61回、受講者数4,962人)であり、令和5年度比520人、約10%の受講者数の増加でした。
・防火・防災管理講習等において、市民から要望のあった土日開催については、甲種防火管理新規講習2回、乙種防火管理講習2回、甲乙防火管理新規講習が2回、防火防災管理講習3回計9回実施しました。(令和5年度は8回)

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	資格講習会受講者数	目標値		3,700	4,600	5,200	5,200	人
	説明 防火管理講習会など各種資格講習会を受講した人数	実績値	2,994	3,862	4,962	5,482		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
----------------	---	---	--	--	--	--	--	--

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

各種資格講習会開催回数を増やした結果、受講者数は令和5年度対比で約10%増となり、目標値を達成することができ、消防法令で必要な資格の取得に寄与することができました。受講者数については、新型コロナウイルス感染症の影響が無かった平成30年度実績(5,154人)と比較しますと、約6%上回っています。受講者数が増加したことにより市内防火対象物の違反是正に繋げることができました。

なお、令和5年度に比べ開催回数を増やした結果、受講者数が増えたことで、講習会事業収入が約254万円増加し、自主事業としての財政的効果を発揮していると認識しております。

	区分		区分選択の理由	
	達成状況			
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	成果指標である「資格講習会受講者数」は5,482人となり、目標を達成し、市内防火対象物の違反是正に寄与することができました。	

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		-	-	-	-	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値	-	-	-	-		

行政サービスコスト に対する達成度		1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	--	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

	区分		区分選択の理由	
	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)			
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である			

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容	
	I. 現状のまま取組を継続	II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続		
	III. 状況の変化により取組を中止	I	・各種資格講習会については、消防法令で定められた資格取得講習で、各防火対象物の防火・防災管理者等として安全対策上の知識等を習得する講習であり、引き続き現状の取組を継続いたします。 ・令和7年度は、各種資格講習会については、57回の開催が確定しており、さらに指定講習機関と連携し、追加講習開催について調整し、市内防火対象物の違反是正のために今後も資格取得者を増やしてまいります。	

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
----------	-------------------	-----	-----------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和6(2024)年度)

事業名 アクアライン消防活動支援事業

計 画 (Plan)

現状

東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下から災害対応する車両及び資機材の日常点検管理を行うこと並びに資機材等を提供することにより、公設消防隊の活動を支援する事業です。

行動計画

- ・災害活動に際して消防機関が安心して活用できるよう、専門知識を持った職員が日常点検を実施します。
- ・有事の際に、公設消防隊の活動に有効となる資器材等について更新していきます。

具体的な取組内容

- ・東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下から災害対応する消防活動支援車両及び資機材の日常点検を毎日実施します。
- ・必要に応じて資機材の更新等を行うとともに、車両選定委員会を開催し車両等の更新について協議を進めます。
- ・専門性の高い人材を確保するため、アクアライン消防活動支援事業に携わる臨時職員の賃金見直し等を行い、事業を安定的に推進します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績

【指標1関連】

- ・消防に関する専門知識を有する職員により、東京湾アクアライン用の消防車両及び消防用資機材の確実な点検を365日実施し、事故や故障の発生はありませんでした。
- ・消防用資機材においては、車両積載の粉末消火器が使用期限を迎えたため1本更新しました。
- ・消防活動支援車両更新に向けた機種選定委員会の要綱は策定したものの、艦装品や委員会の日程調整に時間を要し、具体的な検討は進みませんでした。
- ・アクアライン消防活動支援車両や資機材の日常点検を適切に行うためには、最低5名必要なところ、令和4年度に1名欠員となり、現在4名体制で実施しているのが現状です。専門性が高い業務であることから、新たな人材を確保し併せて離職を防止するために処遇の改善をすることが喫緊の課題であると考え、賃金の見直しについて検討しました。

【その他】

- ・8月にアクアライン地下トンネル内で車両接触事故による車両火災が発生し、管轄消防本部が消防活動支援車両により本線床版下に出場しましたが、車両、装備品ともに改善等の要望はありませんでした。

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	日常点検実施回数		目標値		365	366	365	365	回
	説明	専門知識を持った職員の日常点検実施状況	実績値	365	365	366	365		
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・消防車両及び資機材の点検時において、気象悪化による東京湾アクアラインの通行止めが2回発生しましたが、通行止めが解除された後に点検するなど、支障なく全日(365日)点検を実施し、目標を達成しました。									

本市による評価

達成状況

区分

A. 目標を達成した
B. ほぼ目標を達成した
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
D. 現状を下回るものが多くあった
E. 現状を大幅に下回った

A

区分選択の理由

指標である「日常点検実施回数」は365日となり、東京湾アクアライン災害時に床版下から災害対応する車両及び資機材を確実に点検することで、安全確保に大きく寄与したため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		-	-	-	-	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)	実績値	-	-	-	-		
行政サービスコスト に対する達成度				1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									

本市による評価

費用対効果
(「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価

区分

(1). 十分である
(2). 概ね十分である
(3). やや不十分である
(4). 不十分である

区分選択の理由

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I. 東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に使用する消防車両及び資機材の日常点検を実施することで、管轄する川崎市及び木更津市の両消防機関の消防活動を支援する取組を継続いたします。 ・アクアライン消防活動支援事業において配置されている車両及び資機材については、災害活動に支障が生じることが無いよう、車両及び資機材の更新に向けての検討が必要なことから、関係機関等の委員を集め、令和7年度中に東京湾アクアラインの消防活動に係る資機材等選定委員会を開催し更新等について検討を行います。 ・事業に携わる臨時職員の処遇改善について、令和7年度中に対応できるよう関係局と調整します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
----------	-------------------	-----	-----------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和6(2024)年度)

項目名	経営の健全化
計 画 (Plan)	
現状	平成25(2013)年4月に公益財団法人に移行し、公益目的事業と収益事業の2事業を行っていましたが、平成27(2015)年度末で収益事業を廃止したことにより、現在は公益事業1事業で運営しており、今までに職員の削減や担当替えを行うとともに、経常費用の見直し等を行い経常収支比率の維持に努めてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響やアクアラインに係る指定正味財産の減少により、正味財産額は逡減傾向にあります。
行動計画	普及啓発事業と講習会事業による収益について、新型コロナウイルス感染症の影響からの段階的回復を令和5(2023)年度までに見込み、その後も講習会事業について収益増を図るとともに、地震体験車や救命講習に派遣する人員について、職員と嘱託職員及び臨時職員並びに救急ボランティアを適正に組み合わせることなどにより、組織の適正化等も行い、経常費用の節減に努めることで、経常収支比率の改善及び正味財産の逡減抑制を目指します。
具体的な取組内容	・普及啓発事業と各種講習会の事業の拡充により時間外勤務手当が増加していますが、職員の勤務時間の割り振りをフレキシブルに行い、時間外勤務手当の削減に努めます。 ・引き続き、事業収益の増額とコストの削減・抑制を進め経営改善を図ってまいります。 ・消防局と連携を密にし、経営適正化について、定期的(年間3回以上)に協議してまいります。 ・当公社事務所移転について、移転に係る諸費用を算定するとともに、各種改修工事、移転時期等について、関係局と調整を行い、移転に係る計画を策定します。 ・各普及啓発事業受託費では賄えない管理部門の法人会計について関係局と協議を実施してまいります。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	【指標1・2関連】 ・事業収益の増額とコストの削減・抑制については、令和6年度当初、消防訓練を担当する職員の補充ができず、9月から非常勤嘱託職員を2名採用し、随時契約により受託しました。地震体験車2台の派遣時には担当職員以外の職員が2名以上必要となることから、他の業務を担当する職員を兼務させ派遣するなど、理事長をはじめ職員総出で対応し、人件費を抑制しました。 ・固定費等管理費の抑制については、光熱費、消耗品等の抑制に努め、引き続き管理費等の経費削減に努めました。また、事業継続の一環として、新たにインフルエンザ予防接種の費用を職員に助成しました。 ・事務所移転関係 ・公社事務所移転に係る移転先を関係局と折衝を行うとともに、移転に係る事務及び計画を策定しました。 ・賃料の見直しによる削減 ・建物および駐車場の土地を所管する関係局と協議を行い、令和2年度から減免措置の適用許可が認められ、賃借料の削減を図ることができ、令和6年度についても、同様に減免措置の適用許可となり賃借料の削減を図れることとなりました(減免割合50/100)。 ・各種資格講習会の開催回数等 ・各種資格講習会の開催回数を令和5年度と比べ4回増やし、受講人員も520人増えたことから、講習会事業収入については、約254万円増額に繋がりました。 ・その他 ・経営の適正化に向け、消防局所管課等と定期的に会議を開催しました。
---------------	---

評価 (Check)									
経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率		目標値		100.0	100.2	100.2	100.2	%
	説明	経常収益÷経常費用	実績値	88.7	94.9	84.0	94.0		
2	正味財産		目標値		572,818	537,359	502,105	468,663	千円
	説明	指定正味財産＋一般正味財産	実績値	618,390	582,509	547,431	523,985		
指標1 に対する達成度		b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満						
指標2 に対する達成度		a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・指標1に関する実績については、委託事業費の増額が認められたこと、自主事業の収益が増額したこと、及び職員が欠員状況となったものの、当該体制で事業を実施したことにより、事業会計の収支は改善しましたが、法人会計の赤字が改善されないため、未達成となったものです。 ・指標2に関する実績については、光熱費、消耗品等の抑制に努めるなど経費削減に取組み、正味財産の低減を抑えることができた結果、目標を達成することができました。 ・令和6年度4月から各種資格講習会の受講人員を増やし開催しましたので、令和5年度に比べ講習料の増加につながりました。 ・施設管理者と協議し、建物及び駐車場の使用について減免措置となり、引き続き賃借料の固定経費の削減が図れ、令和7年度についても減免措置が認められ賃借料の削減を図れることとなりました。									
本市による評価	達成状況	区分			区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った			B	指標1である「経常収支比率」は目標値を下回ったものの、指標2である「正味財産」は523,985千円となり、目標値を達成したため。			

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	方向性の具体的内容	
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I.	・経常費用については、人件費等の義務的経費及び固定的経費が大半を占めています。早期に大幅な改善は困難であるものの、引き続き、適正な職員配置により、事業の最適化を図ります。また、併せて消耗品費等経費の節減を図り、事業費の削減に取り組んでまいります。 ・事業を実施するための職員数を充足させ、目標値を達成するための体制を確立することが課題であると認識しております。経営の健全化のため、令和7年度につきましても消防局所管課等と定期的に検討会議等を行い、人材確保などの諸課題解決に向けて協議してまいります。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
----------	-------------------	-----	-----------

3. 業務・組織に関する取組①(令和6(2024)年度)	
項目名	市民サービス向上を目的とした職員研修会の実施
計 画 (Plan)	
現状	新規採用職員への導入教養研修をはじめとして、各事業に係る研修会を実施しています。
行動計画	事務能力の向上を目的とした研修のほか、各事業の法令改正等に係る研修を継続的に実施し、各種講習会事業でフィードバックするとともに、関係する外部研修にも積極的に参加し市民サービスの向上を図り、効率的な業務を遂行するため組織の最適化を図っていきます。
具体的な取組内容	・法令改正や講習時の指導要領の内部研修を実施し、業務等に関連する外部研修に職員を派遣し、職員の業務執行能力の向上を図るとともに、受講内容をフィードバックさせます。 ・ハラスメントに関する研修を実施し、講習会場等での受講者等に対する言動や接遇などについて配慮するよう徹底します。 ・昨年度、車両による物損事故が発生したことから、令和6年度についても再度、安全運転に関する職場内研修を実施し全職員へ安全に対する意識づけを行い、職場内の交通事故防止対策及び業務中の事故防止対策を推進します。 ・職員の将来の生活の安定や健康管理のための年金受給諸講座、生活習慣病に関する講座を公社内で開催します。 ・将来的な業務改善に向けた、研修内容、講習会の実施方法及び新規事業などについて他都市の同種団体と意見交換や情報交換を積極的に実施し、その結果を職員に伝え、事業推進に活用します。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 ・新規採用職員1名に対し、本公社の設置目的や各種事業に関する導入研修を実施しました。 ・業務に関連する職場外研修については、積極的に職員を派遣し、算定基礎届事務講習会1回(1名)、社会保険事務講習会1回(1名)、労働者死傷病報告等の電子申請の義務化講習会1回(1名)、神奈川県危険物安全協会連合会会長研修1回(2名)、全国防災事業団体協議会に2回(3名)参加し、防災関連団体への視察研修2回(5名)、計8回(13名)が研修に参加いたしました。全国防災事業団体協議会においては、嘱託職員の確保、職員の高齢化に伴う健康管理、新規事業等の喫緊の課題について情報交換を行いました。 ・職場内研修として、導入研修1回(1名)、救命講習指導員研修1回(1名)、地震体験車取扱研修4回(7名)、自衛消防業務講習指導員研修1回(7名)、生活習慣病等に関する研修1回(13名)、計8回(29名)の職場内研修を実施しました。 ・ハラスメント等に関する研修については、昨年度受講した職員を除き、新規に入社した職員1名について導入研修の際に、ハラスメントや車両運行前のアルコールチェックについてのカリキュラムを設けハラスメント防止や交通事故防止について意識付けを行いました。

評価 (Check)

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	職員研修会の実施・受講回数		目標値		9	9	9	9	回
	説明	内部研修会の実施及び外部研修会を受講した回数	実績値	11	13	12	16		
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・東京都及び横浜市の視察を行い、事業運営についてレクチャーを受けたほか、救命講習等に関しては指導方法を実際に見ることにより、より効果的、効率的な講習会運営の参考としました。 ・道路交通法の改正で始まったアルコールチェッカーの実施に関しては、新規採用職員に対しても導入研修の中で周知徹底するとともに、事故防止についても研修を行っており、事故の発生はありませんでした。									

本市による評価

達成状況	区分	区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 研修を積極的に受講した結果、指標である「職員研修会の実施・受講回数」が16回となり、目標値を上回るとともに、事務能力向上や市民サービス向上に寄与したため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	方向性の具体的内容	
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I. - 今後も職場内研修を行い、業務に携わる職員に必要なスキルを習得させ事業を円滑に推進してまいります。 - 市民サービスの向上を図るため、定期的に研修を受講させ職員の質を上げる本取組を継続し、受講職員によるフィードバックを行うなど、他の職員の資質向上に繋げます。 - また、他都市の法人や関係団体の研修会等に参加させ、事業内容や実施方法及び取組方法等の意見交換を積極的に実施することで、更なる業務改善を図ります。

法人(団体名)	公益財団法人川崎市消防防災指導公社	所管課	消防局予防部予防課
---------	-------------------	-----	-----------

●法人情報

(1) 財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)						
	経常収益		78,521	83,313	78,737	83,919	
	経常費用(事業費)		81,977	80,994	84,517	80,731	
	経常費用(管理費)		6,518	6,821	9,233	8,543	
	うち減価償却費		804	769	577	542	
	当期経常増減額		△9,975	△4,502	△15,013	△5,355	
	経常外収益		1,542				
	経常外費用						
	税引前当期一般正味財産増減額		△8,433	△4,502	△15,013	△5,355	
	当期一般正味財産増減額		△8,433	△4,502	△15,013	△5,355	
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)						
	当期指定正味財産増減額		△32,543	△31,379	△20,065	△18,090	
	正味財産期末残高		618,390	582,509	547,431	523,985	
	総資産		633,591	601,582	581,793	564,189	
	流動資産		4,146	3,554	3,345	4,247	
	固定資産		629,445	598,028	578,449	559,942	
	総負債		15,202	19,072	34,362	40,204	
	流動負債		4,210	4,444	5,375	5,266	
	固定負債		10,992	14,629	28,987	34,938	
	正味財産		618,390	582,509	547,431	523,985	
	指定正味財産		629,153	597,774	577,709	559,618	
	一般正味財産		△10,763	△15,265	△30,278	△35,633	
主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益		39,219	48,235	55,997	63,707	
経常費用	人件費(事業費+管理費)		57,650	54,882	60,337	58,207	
総資産	特定資産		529,153	497,774	477,709	459,618	
総負債	有利子負債(借入金+社債等)						

本市の財政支出等(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金							
負担金							
委託料			13,695	18,975	20,289	26,076	
指定管理料							
貸付金(年度末残高)							
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)							
出捐金(年度末状況)			100,000	100,000	100,000	100,000	
(市出捐率)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

財務に関する指標			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)			98.5%	80.0%	62.2%	80.6%	
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)							
経常収支比率(経常収益/経常費用)			88.7%	94.9%	84.0%	94.0%	
正味財産比率(正味財産/総資産)			97.6%	96.8%	94.1%	92.9%	
経常費用に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)			15.5%	21.6%	21.6%	29.2%	
経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)			17.4%	22.8%	25.8%	31.1%	

法人コメント			本市コメント			
現状認識		今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど			
- 普及啓発事業の委託費増並びに講習会事業での講習受講者及び講習開催回数増による講習会事業収入増により、事業収益が増加した結果、固定負債の増額分が5,950,946円に減少しました(令和5年度 14,358,249円増)。 - 固定費である人件費については、正規職員の人材確保が進まないことから、令和3年度と比べると社会全体の人件費の見直しが進む中、微増にとどまっています。 - 経常費用は物価高騰が進む中、減少しております。 - 流動比率については、流動資産は未収金等のみで、受託事業収益や講習会事業収入の増額により、期末未収金が増えたため、令和5年度は82.2%に低下したものの、令和6年度は80.6%になっています。 - 普及啓発事業収入不足の状況が続いており、恒常的に当期経常増減額の状況が赤字となっています。		- 公益目的事業につきましては、物価高騰が続く中、引き続き経費の抑制を図り、収支の均衡を目指してまいります。 - 人件費につきましては、事業を実施するための職員定数を確定し、必要な経費について委託料に反映されるよう所管課と協議してまいります。 - 経常費用が経常収益を上回っており、当期経常増減額の赤字が続いているため、収支状況の改善、特に収入増加を図る必要があります。具体的には、令和4年度から消防局と取組んでいる課題(普及啓発事業の委託費増額、各種講習会事業の開催回数・定員等の見直し、アクアライン支援事業の他事業への貸付け停止など公益目的事業としての適正収支の確保、収益性の向上、処遇改善、人材確保など)を計画的に推進してまいります。	- 令和5年度と比較し、経常収支比率は回復しているものの、管理部門に係る経費に充てる分の収入が不足し、依然として赤字が続いております。また、昨今の物価高騰により経常費用削減は難しい状況です。 - 経営状況が厳しい中ではあるものの、法人が実施する事業はいずれも市民ニーズが高いと認識しておりますので、目標達成のため、事業に必要な人員の確保と併せ、管理部門に係る経費の見直しや物価上昇に応じた収入増等による経営改善に向けて連携してまいります。			

(2) 役員・職員の状況(令和7年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	2	0	2	9	0	0
職員	9	0	9	4	0	3

【備考】

- 総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解
- ・理由
- ・今後の方向性

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和6年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価**となるものであり、**この間の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「**行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会**」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「**出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針**」に改めました。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしました。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

[illegible]

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 $\leq$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値
- b. 想定なし
- c. 目標値の下限値の60% $\leq$ 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値の $1/0.6$
- d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から 4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

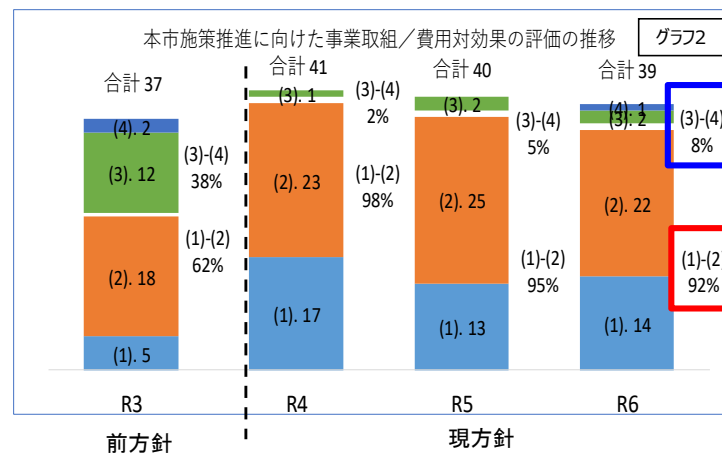
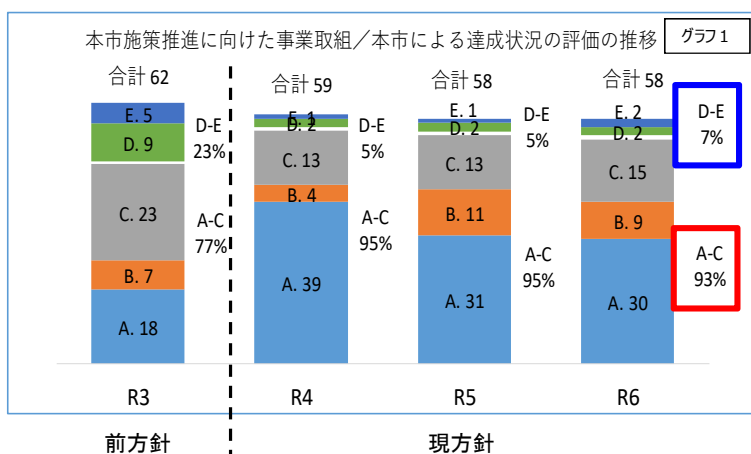
3 令和6年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組（グラフ1）は、24法人で58件の取組（うち39件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが**約93%**、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが**約92%**と、**令和4年度の目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが**約7%**、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが**約8%**と**目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組（グラフ3）においては、30件の取組があり、**本市による達成状況の評価が全て「A、B又はC」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要**です。

・業務・組織に関する取組（グラフ4）については、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが**約97%**、「D又はE」となったものが**約3%**と**概ね適正な状況を保持しています**。

・令和6年度については、令和4年度、令和5年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も引き続き、着実な各取組の推進が期待されます。一方で、**法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要**である。



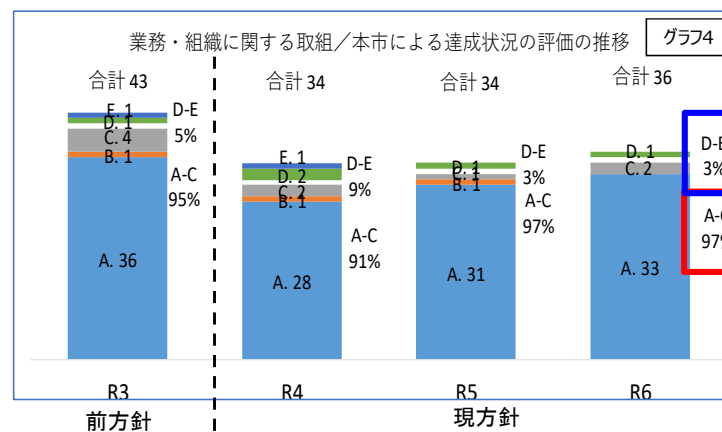
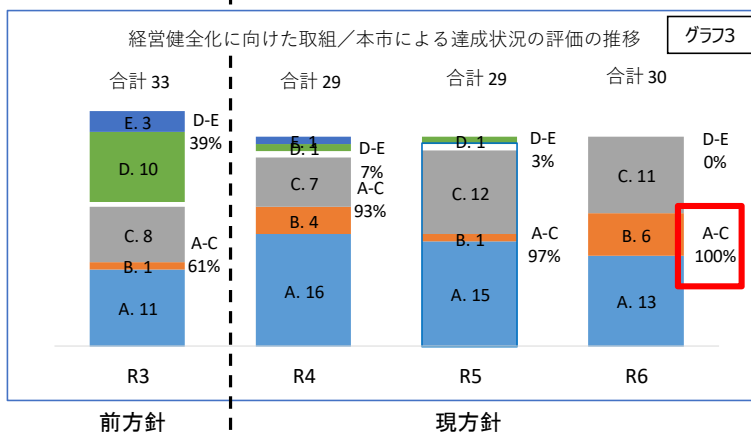
＜本市による達成状況の評価区分＞

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

＜費用対効果の評価区分＞

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

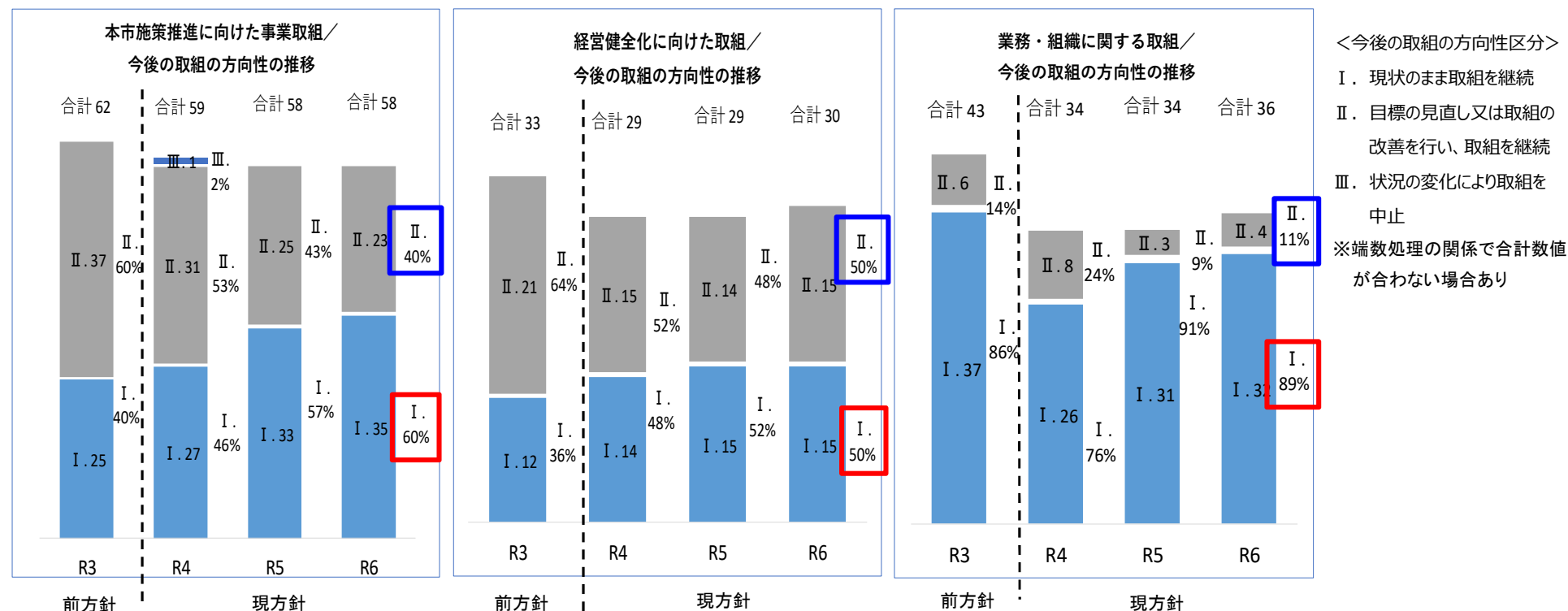


令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和6年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約60%、50%、89%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ・各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約40%、50%、11%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。**
- ・ただし、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和6年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

※今回の評価において、川崎市生涯学習財団の「寺子屋先生養成事業」については、入札により事業の受託ができなかったことから、本事業のみ取組評価の対象外。



令和 7 年 8 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 6 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の
審議結果について

令和 7 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 6 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和 6 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 7 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和6年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく3年目の評価となるものであり、評価全般に対し、この間の物価の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計124の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した124の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

（1）取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 92% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 8% と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が全て「A、B 又は C」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要な状況である。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な

状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和6年度は、令和4年度、令和5年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、一方で、法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要と考える。

(2) 審議内容

ア 社会経済状況の変化による各事業・取組への影響について

＜本委員会の意見＞

物価やエネルギー価格の上昇、人手不足などの社会経済状況の変化により、出資法人の各事業・取組においても大きな影響が発生している中、経費の上昇に対して適切な対応を実施していくとともに、深刻化する人材確保の課題についても、広域的な視点や関係機関・行政との連携による対応の検討など、将来の持続的な取組を見据え、知恵を絞って対応していくことが必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施しており、目標未達成となった課題のある取組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、社会経済状況の変化等に伴う新たな対応については、市と法人が緊密に連携し、人材の確保・育成に向けた具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が

必要と考える。

イ 出資法人における経営改革等の共有について

<本委員会の意見>

出資法人の経営にあたって、各法人における制度や分野、公共性と民間でのマーケティングの違いなどはあるものの、民間企業での経験やノウハウを各法人の経営改革やマネジメントに共有していくなど、法人間での好事例の横展開を行うことは必要であると考えます。

<市の見解>

本市の出資法人の形態は、公益財団法人から株式会社、一般財団法人、個別法に基づく法人とあり、設立目的や期待される役割・ミッション、また抱えている課題も法人ごとに様々な状況にあるものの、本市としては、出資法人の「自主的・自立的な経営」、「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえつつ、法人運営の最適化や本市の施策の推進に向けた取組、ガバナンスの確保等に関する指導・調整とともに、法人の様々な取組事例や課題に関して共有化を図ることは、効率的・効果的な施策推進に寄与することから、様々な形での共有化の取組を実施していくことは重要であると考えます。

ウ 出資法人の存続意義等について

<本委員会の意見>

出資法人の「効率化・経営健全化」と市との「連携・活用」を図るため、毎年度、PDCAサイクルを着実に実施し、経営健全化の取組を適切に行っていくことは引き続き必要であるものの、法人の経営状況（指標）が「目標未達であること」のみをもって法人の存続意義を議論するのではなく、法人の設立目的やミッションが現在の社会経済状況に適切に対応できて

いるかなどの観点をもって、検討、確認していくことが重要と考える。

＜市の見解＞

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

令和８年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存続意義等も含めて検討するとともに、取組の評価を行える指標等を改めて検討し設定する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解（計 11 件）

項目	意見	市の見解
かわさき市民活動センターの市民活動推進事業について	・指標 1「施設利用者数」について、目標値と実績値の乖離が毎年大きい。目標値はコロナ禍前の状況を考慮して設定しているとのことだが、法人コメントでは「コロナの影響もなくなりつつある中」とあるが、その状況下で実績値が伸び悩んでいることについて、原因の深堀りが必要ではないか。	・実績値が目標値に達しなかった理由としては、コロナ禍をきっかけに、コロナ禍前から施設を利用していた団体が活動を止めたり、オンライン利用に切り替えたことなどが主な理由の一つと考えています。このような状況を踏まえ、令和 7 年度については、事前の登録制の廃止、レイアウトの変更、中高生が使いたくなるフリースペースにするためのアイデア検討会を行うなど、これまで以上に市民が利用しやすく、魅力のある施設にすることにより利用者数を向上させる取組を実施しております。今後も改善を重ねながら、利用者数の増加に向けた取組を実施します。
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	・指標 3 の通行者数の目標値の変更は、事業の進捗に合わせた上方修正ということによいか。	・通行者数の目標値の変更について、来街を誘引する立ち寄りやすい雑貨店を誘致した他、新アゼリアカードの発行に伴う 10 倍ポイントキャンペーンや広場等を利用した短期催事・イベントの開催など、誘引施策の展開による取組の進捗を踏まえ、直近 4 年で最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値とするものです。

	・指標 2 の CO2 排出量は逡減化しているが、令和 7 年度の目標値を実績を踏まえ変更（排出量を下げる）したほうがよいのではないか。 ・令和 7 年度の行政サービスコストを増額変更（修正）しているが、その主な理由は何か。令和 6 年度実績程度に収めるなど、企業対応では困難か。	・CO2 排出量について、空調機設定温度等の調整など環境に配慮した施設維持の取り組みを続けており、直近 4 年間の最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値に変更します。 ・行政サービスコストの令和 7 年度の増額について、公共地下歩道の性質と障害者福祉への観点から、アゼリア地下街への点字ブロック設置等に関して、市が財政的負担を行い、アゼリアが整備を行うことから、同額分変更するものです。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのように考えているのか。	・場内事業者に対する利用料金についても、令和 6 年度中に顧客と交渉を継続し、令和 7 年 4 月から改定するなど、全ての事業者に対する利用料金の値上げを行いました。今後も、電気料金をはじめとする諸物価、人件費等の上昇傾向が継続する場合には、売上高の維持・向上の取組に加えて、サービス提供原価に見合った利用料金の再改定を検討していく必要があると考えています。

川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。	・北部市場の機能更新において、冷蔵設備の主な利用者となる場内の水産卸売・仲卸事業者の構成や、冷蔵保管需要の変化を着実に予測しながら、適度な比率で場外事業者との取引を継続することは、法人の安定的な経営を維持するために必要であると考えています。 ・現在の場外事業者の利用動向を分析する中で、市場内の冷蔵倉庫であっても、周囲に大型冷蔵倉庫がない立地環境を活かして、場外事業者からの需要を獲得することについては、一定のポテンシャルがあると考えており、既存顧客への聞き取りによりニーズの的確な把握に努めるマーケティングの実施など、引き続き、顧客獲得の方法を検討しています。
-----------------------------	---	--

川崎市シルバー人材センターのシルバー人材センター受託事業について	・シルバー人材センターの登録年齢は60歳からということだが、定年の延長や再雇用など60歳以降も必要とされる現在の求人状況を考慮したものとなっているのか。今後の検討が必要ではないか。 ・行政サービスコストが大幅に減少している理由が、事業の効率化等によるものではないと思われるが、今後の見通しについてどのようなになっているのか。	・シルバー人材センターの事業は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められ、第37条において都道府県知事から指定を受けています。高齢法における定年の下限が60歳と定められている現在、全国のシルバー人材センターでは登録年齢は60歳以上とされ、年齢の上限はありません。当センター登録会員の平均年齢は76.8歳と高齢化が進んでおり、高齢化が進む会員に対する就業環境の整備及び就業先の開拓等を進めていく必要があると認識しています。第4期基本計画において、就業の場を確保するだけでなく、就業以外の社会参加や生きがい創出のための活動の場の確保についても検討し、高齢者の多様なニーズに対応できる組織になるよう努めてまいります。 ・行政サービスコストにおける市委託料は、センターにおける委任・請負業務であり、12%の事務費を除いた額は全て就業会員へ支払う配分金となります。令和5年度及び令和6年度では市大型受注の契約終了に伴い、委託料は大きく減少していますが、今後においては、新規受注の開拓等を着実にを行い、企業・公共等の受注拡大を図ってまいりたいと考えます。
---	---	---

川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・同協会の事業対象者は、障害のある方が多いと思われる中で、高齢者や基礎疾患を理由に目標が達成（事業に参加）できなかったとなっているが、それではいつまでも事業が推進されないのではないか。なぜ参加できないのか、またその対応策を深掘りして検討する必要があるのではないか。むしろ、これからを見据えた場合、高齢者や障害者など対象が増える可能性がある中で、きちんとした現状分析が必要ではないか。	・生活訓練等事業は、以前から参加者のうちリピーターの方が占める割合が多く、この方々が高齢化や障害の重度化により外出のハードルが高くなり、本事業への参加が難しくなったことが、参加者数の伸び悩みの主たる要因と考えています。 ・このことを踏まえ、今後の事業推進にあたっては、リピーターや高齢者だけでなく、若い年代など新たな層の獲得が必要であると認識していますので、若い年代も参加しやすい体制や興味をもってもらえる内容などの検討と併せて、他の機関や共催団体とも連携し、新しいアプローチ方法の模索に取り組みたいと考えています。 ・また、生活訓練等事業については、障害別に教室を開催しており、参加者数を伸ばしている教室もあることから、取組の好事例を他の教室開催に横展開を行うなど、参加者増へつながるよう、実施内容の改善に取り組みます。
-----------------------------------	--	--

川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・指標 1 の生活訓練等事業への参加者数は、実績は横ばいないし減少傾向にあるところ、令和 7 年度の目標値に変更はないが、現実的に実現可能性はあるのか。 ・指標 2 のスポーツ大会等への参加者数は、令和 6 年度目標をクリアしているが、令和 5 年度実績を下回っている。また、すでに令和 7 年度目標を上回っていることから、協会の取組み（思惑）と目標・実績が連動していないようにも見受けられるが、どのように考えているのか。	・指標 1 の生活訓練等事業への参加者数についてですが、令和 7 年度の目標値が 3,800 人に対し、直近令和 6 年度の実績値は 1,844 人となっています。参加しやすい企画の実施など、多くの方が参加いただけるように取り組んでおり、複数の企画で、令和 5 年度から参加者数の増加に繋がりました。しかしながら、令和 6 年度の実績値と令和 7 年度の目標値の乖離幅から現状では目標値を達成することは難しいと考えており、現状の分析と今後の取組を検討するため、改めて共催団体とともにニーズの把握を行ってまいります。 ・指標 2 のスポーツ大会等への参加者数についてですが、自由参加のイベントなどにおいては、天候により影響されることから、実績を予見しづらい面があります。 ・令和 5 年度に対し令和 6 年度の参加者数が減少している主な理由は、令和 5 年度の市民祭りにおいては、体験系のブースの出展は本会のみでしたが、令和 6 年度は、例年どおり複数の出展者があり、参加者が分散したことにより 1,600 人から 1,300 人になったと分析しています。
-----------------------------------	---	--

川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業について	・等々力緑地の PFI 事業で失った収入を取り返す手段として、具体的にどのような取組を実施しているのか。また、今後の対応等について、どのように考えているのか。	・令和 5 年度以降、協会の経営の健全化のための組織体制の構築に向けた検証を行い、市と協会で協議を重ね、事業の見直しと効率化を図りながら、収益確保に向け取組を進めてきました。 ・令和 6 年度には、駐車場運営の効率化や新規駐車場調査の検討を行うとともに、自動販売機の設置拡充の推進、キッチンカーなどの活用と拡充などを進め、また、緑関係施設の指定管理事業の受注、持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託のプロポーザルへの応募にも積極的に取り組み、みどりの専門知識を有した新規プロパー職員 2 名を採用するなど、効率的な組織体制を整備しながら事業拡充を図ってまいりました。 ・一方で、現状も赤字経営が続いている状況を踏まえ、収益のさらなる確保に向けて、今後の対応として、プロポーザルへの応募のほか、川崎市 PPP プラットフォームセミナーの参加を通じて情報収集と職員のスキルアップを図り、新規事業獲得に努めるとともに、新規駐車場の調査や自動販売機の設置に向けた各区地域への営業を実施するなど、持続可能な協会運営を目指してまいります。 ・なお、令和 6 年度に開催された全国都市緑化かわさきフェアのレガシーとなるグリーンコミュニティの形成における重要な中間
---------------------------------	--	---

		支援事業者としての参入を目指しており、これまで協会が培ってきた地域住民や市民ボランティアとの信頼関係は、グリーンコミュニティの形成における大きな財産であることから、こういった強みを生かし、新たな収益の確保に向けても取組を進めてまいります。
川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・目標と実績の乖離が大きい中で、目標値、また目標値の設定についてどのように考えているのか。 ・しっかりとした原因分析を行ったうえではあるが、出資法人の連携・活用という観点では、到底達成できない目標を追いつけることは現実的ではないのであれば、例えば次期方針の検討にあたっては、法人がマネジメントできる指標を設定するということも必要なのではないか。 ・また、市として20万TEUを目標と掲げるのであれば、達成に向けたロードマップはきちんと考えていく必要がある。	・目標値の設定については、コンテナ取扱貨物量が令和2年度までの間、10年連続で増加し、同年度には過去最高の16万TEUを記録したため、令和4年度以降、毎年1万TEU増加させることで、官民目標である令和7年度までに20万TEUの目標を達成するという考え方によるものです。一方で、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量は令和5年度まで減少しています。令和6年度においては、対前年度比で貨物量が僅かに増加に転じていますので、過去最高の取扱量であった16万TEUの水準まで貨物量を回復させ、さらに官民目標である令和11年度までに貨物量20万TEUの達成に向け、引き続き官民一体となってポートセールス等に取り組む必要がある点に変わりがないことから、現方針期間中において、目標値の修正は行わないこととします。

		・一方で、社会状況の変化に拠るところが大きいものの、目標値と実績値の乖離が著しい状況が続いている状況を踏まえ、次期方針の策定に向けて、法人がマネジメントできるような指標設定について検討を進めます。 ・また、コンテナ取扱貨物量 20 万 TEU の目標は、市が単独で掲げるものではなく、官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会において掲げているものです。ポートセールスの活動方針については、同協議会において各年度で国内外のターゲット・エリアを選定し計画的にポートセールス活動を行っています。目標達成に向けて、まずは、協議会の方針に沿ってポートセールス活動を推進し、過去最高の取扱貨物量となった令和 2 年の水準までに回復させるとともに、令和 6 年度からのコンテナ貨物補助制度のトライアル事業の新設、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町線の完成予定などを好要因として、川崎港の利便性等が向上することを PR し、更なる貨物量増加のため、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでいきます。
--	--	---

川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・「世界的なサプライチェーンの混乱や、中東地域の情勢等の影響を受け」など目標未達の理由について、世界経済状況等の外的な要因との記載があるが、こうした外的要因が収まれば「コンテナ取扱貨物量」は回復すると考えているのか。また、法人としてできることを着実にやっていく必要もあると考えるが、ポートセールスも含めどのようなことに取り組めるのか。	・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量が令和5年度まで減少していたところですが、川崎港の利便性をPRすべく、官民で連携したポートセールス活動を継続的にを行い、令和6年度は貨物量が対前年度比で僅かに増加に転じたところです。なお、新型コロナウイルス感染症がもたらした船社による航路スケジュールの調整や貨物量の多い港湾への貨物の集約化の影響等は、貨物量減少の要因となった新型コロナ感染症が収束した後も、一度定着した輸送ルートを改めて川崎港揚げに戻すことは容易ではありません。 ・これまでの継続的なポートセールス活動において、川崎港の利便性をPRしてきた中で、その成果として、令和7年6月には川崎港と釜山港を結ぶ新たなコンテナ定期航路が開設されたところであり、今後、釜山港経由で北米や欧州をはじめとする世界の主要港と川崎港が結ばれることから、これまで獲得ができなかった新たな荷主の獲得が見込まれます。 ・そのほか、貨物量増加につながる動きとしては、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町
-------------------------------------	---	---

		線の完成予定などがあり、これらを好要因として、川崎港の利便性等が向上することをPRし、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでまいります。
川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 ・昨今重要性が増している防災関係KPIの目標が軒並み未達。目標は適正であったのか。 ・地震体験の入札不調等とはどのようなも	・指標1の「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」について、コロナ禍などの社会変容があったことから、他者との身体的接触に対する市民の心理的負担の増加などが未達要因の一つとして想定できますが、その他にも様々な要因が影響している可能性も考えられますので、実施割合の向上に向けては、まず、市民救命士等を1人でも多く養成していくことが重要であると認識しています。 ・指標2の「市民救命士等の養成者数」については、令和3年度から指標としており、公社への業務委託前の実績値（各消防署8署で同事業を実施していた際の養成者数）等を踏まえて目標値を設定しましたが、事業に携わる人員がはるかに多い状況においての実績値でしたので、現状の消防指導公社の体制に照らすと、目標値としては高い設定であったと認識しています。 ・一方で、両指標ともに、目標未達が続いているものの、令和4年度から実績値は毎年増加していることを踏まえ、引き続き多様

	のか。その原因分析はできているのか。 ・財務的にはまだ問題は大きくはないが、それよりも活動目標を目指すだけの経営資源が投入できていないのではないか。	な市民ニーズに応えられるよう、効率的・効果的な講習の実施形式等を検討し、市民救命士等の養成に努めるとともに、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定に向けて、適切な目標値設定についても併せて検討したいと考えています。 ・指標3の「地震体験車の利用者数」については、令和4年度及び令和5年度は目標を大きく上回っていましたが、令和6年度は契約時期が遅れたことが影響し、令和6年度は目標未達になったものと考えています。なお、令和7年度は4月から契約しており、目標は達成できるものと考えており、目標は適正であると認識しています。 ・上記契約時期の遅れの詳細としては、地震体験車の派遣を伴う消防訓練委託事業について、前年度までの実績により適切に積算した上で一般競争入札を実施しましたが、予定価格超過のため不調となったものです。なお、入札不調となった原因につきましては、入札事業者の人件費増加等によるものと分析しています。当該事業については平成27年度から一般競争入札を実施していますが、令和6年度においては、当初入札参加意志を表明した事業者が、公社以外にも1社あったものの、同社については人員確保が困難であるという理由で、入札直前に辞退したことから、仕様
--	--	---

		書に定める人員配置等に対応できる業者が公社以外に存在しないため、随意契約締結について検討し、令和6年9月、契約締結に至っています。令和7年度につきましては4月から随意契約方式により契約を締結しています。 ・消防指導公社の人員確保についてですが、人員が確保できないことにより事業自体の実施も危ぶまれてくると認識していますので、人材確保、人材流出防止も含め、経営改善に向け、公益目的事業としての適正収支の確保、収益性の向上、職員の処遇改善について市と公社で連携し、取り組みます。 ・経営資源については、御指摘のとおり、目標を達成するための人員が足りず、人員確保及び人材流出防止について課題であると認識しています。市と公社で連携し、改善できるよう取り組みます。
--	--	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解（計 13 件）

項目	意見	市の見解
川崎市文化財団の 自立性の確保につ いて	・法人コメントでは「物価高騰等の社会状況の影響などにより支出が増えた」とあるが、令和 5 年度取組評価では、人件費や物価高騰のほか、特にミューザ川崎シンフォニーホールの主催事業は円安の影響も受けたとされているが、引き続き影響はあったのか。引き続き影響があった場合には、例えば、海外オーケストラの招聘公演のような取組は、大人数の渡航費・滞在費など為替や物価変動によるリスクが大きいと考えられるが、仲介あっせんを行う事業者などの関係主体とは適切なリスク分担がなされているのか。また、その分担について、見直しの余地があるのか。	・令和 6 年度に開催した海外オーケストラ 2 公演についても、前回開催（平成 30 年度及び令和元年度）と比較すると、委託金額は 15～30% 程度上昇しており、渡航費等を含む為替レートの影響を受けていると考えます。 ・リスク分担については、オーケストラにより出演料が異なる中で、公演予定の数年前からスケジュール、公演内容の調整等を行っており、高額な出演料を要する著名なオーケストラの公演をはじめとして、この先の社会情勢を見据え、上昇金額を考慮しながら契約限度額を設定し、適正なリスク分担となるよう招聘元と調整し、契約しています。 ・また、現在の契約上、リスク分担については、「不可抗力のため実施不可能になった場合には協議」としていますが、物価変動に関しては、特に明記されていません。しかしながら、社会状況の影響を更に大きく受けると想定される場合については、リスク分担のあり方も含めて、今後も、招聘元とも慎重に協議を重ねていきます。

川崎市文化財団の 自立性の確保につ いて	・指標2「一般正味財産額」の目標未達、 また前年度からの減少（今年度赤字計上） は、収入増を上回る経費増（物価高騰や円 安の影響）によるものということだが、増 収努力は素晴らしいものの、収支改善に向 けて想定している具体的な取組などの方策の 有無を確認したい。	・コロナ禍以降、映画業界の観客は8割程度までしか回復してお らず、指定管理施設のアートセンターも同様の状況となっていま す。劇場はこれまで定期的に劇場を借りていただいた団体が都内 に移転したことなどにより貸館収入が減少しました。令和6年度 は大幅な減収となったことから、令和7年6月に経営改善計画を 策定し、財政の再建、集客及び認知度の向上の3本を柱にすえ、 改善に向けた取組を進めます。具体的には、映像館においては、 これまで休映日としていた月曜日の上映や、劇場の公演や貸館が ない日における、劇場での映画上映などにより増収を図るほか、 演劇の制作に伴う人件費の高騰から可能な限り内製化を図り経費 の削減などの取組を令和7年7月から行うこととしました。 ・音楽ホール等を兼ね備えたミューザ川崎シンフォニーホールに ついては、引き続き、入場料収入及び施設利用料収入等の確保の 他、主催事業等を含む委託費の精査、効果的・効率的な事業執行、 デジタル化等による諸経費の削減等、利用者へのサービス提供や 満足度を妨げない範囲での支出削減に向けて取り組んでいます。
-------------------------------------	---	--

川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・かわさき多摩川マラソンの申込数増加により収入が増加した一方で、物価高騰等の影響により、赤字決算となり正味財産額が減少したということだが、具体的にどの点に物価高騰等の影響があったのか。マラソン参加料の改定も含めて、法人全体の収益構造の改善に向けた取組を検討すべきと考えるが、具体的な取組イメージがあるか確認したい。	・物価高騰等の影響としては、各種事業の実施に伴う、消耗品費・委託費・雑費などが増加したこともあり、赤字決算となったところでは。 ・収益構造の改善に向けた取組として、現在指定管理を受けている施設について継続して指定が受けられるよう、代表企業・構成企業と連携し取り組むとともに、市内の団体・企業等に新たな賛助会員・寄付金等を獲得するための引き続きの働きかけや、令和7年度から一部教室・イベント参加料の値上げを実施します。 ・なお、かわさき多摩川マラソンの参加料について、令和6年度は参加者の増加もあり事業単体で収支均衡したため、改定は見送りました。
川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・大きな赤字計上ではないが、目標は未達とのこと。スポーツ教室値上げや参加料の改定等増収努力の跡は見られるが、事業性を確保するのは難しいのではないか。収支改善に向けての今後の見通しについて確認したい。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのよ	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P10掲載）

	うに考えているのか。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P 11 掲載）
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	・民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったとのことだが、	・民間事業者への電力供給については、事業拡大型である令和 9 年度からの実施を予定していましたが、市内の事業者から電力を供給できないか数多くの相談を受けたことから、今後の事業拡大

	想定していなかった事項なのか、要因発生の理由と今後の見込みについてどのように考えているのか。 ・未来エネルギーの取組としては、パートナー事業者との事業だけでなく、広く市域に再エネを普及していく事業が必要と考えているが今後の取組はどのように展開されていくのか。	を見据えて、川崎未来エネルギーは民間事業者との協業を開始し、ヤマト運輸等との契約を締結しました。今後についても、市内需要家からの再エネ導入の相談があった場合は、廃棄物発電の調達計画や新しい民間事業者の需要量を精緻にシミュレーションするとともに、必要経費を計上する中でもコストダウンを意識するなどして、収益性を確保していきます。 ・今後、地域への再エネ普及等を促進していくため、民間事業者への再エネ小売電気事業のほか、市内民間施設へのP P Aモデルの導入といった電源開発や、市内の需要家に対するエネルギーマネジメントについて、社会動向や技術動向を踏まえた検討を行っていきます。
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	・指標2の達成は需給管理の適正性を、指標4の目標を大幅クリアは資金計画の精査の的確性を表しているものと思料する。 ・指標1の経常損益、指標3の営業利益比率は、目標と実績の状況を踏まえると、令和7年度目標は現実的に達成可能なのか。その根拠は。	・令和6年度については、余剰電力収入が計画を下回ったことにより営業収益が当初計画より減少したこと及び民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったことにより、経常損益及び営業利益比率は目標値を下回りました。 ・令和7年度については、公共施設への供給量の増やヤマト運輸のほか、新たに、川崎信用金庫の高津支店と梶ヶ谷支店にも電力を供給するなど、小売の需要量が増えたことで、令和7年度の指

		標に達するものと考えています。
川崎未来エナジー の収益性の確保に ついて	・財務的な問題はまだ大した問題ではないと思われるが、この法人の存在意義を鑑みて、市の廃棄物発電以外の再エネ電力調達はどうだったのか（市場内外、市域内外など）。その努力の評価はいかがか。また、その調達単価はどうだったのか。 ・「民間との協議など計画以上の事業を開始したことによる新たな経費」とはどのようなものか。 ・エネルギープラットフォームとして、エネルギーマネジメントの成果はどのようなものか。	・市域への再エネ電力供給量 98.64Gwh のうち、廃棄物発電が 89.06Gwh、市場からの調達が 9.58Gwh となっており、廃棄物発電と市場からの調達で事業運営を行いました。なお、令和 6 年度は相対電源においても、市域内・市域外から電力を調達していません。市場外や市場調達比率について、月毎に需要と供給のバランスを見ながら年間を通じて 10%以内に抑えられたことから、適切に需給管理が行えたと考えています。 ・今後の事業拡大にあたっては、市廃棄物発電のほか、相対電源等の電源調達も見据えた事業運営を図っていきます。なお、不足する電力は市場から調達していますが、市場の約定価格は季節要因などにより変動しますが、令和 6 年度平均は 12.29 円/kWh（JEPX：日本卸電力取引所）であり、想定範囲内であると考えています。 ・民間との協議を開始したことによる新たな経費については、川崎未来エナジーから電力を供給できないか数多くの相談を受け、今後の事業拡大を見据えて、民間事業者との協業を開始したことから、業務量増加に伴う人員の増強や、民間営業費用などが必要となりました。

		・川崎未来エナジーは、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を担うこととなっており、令和6年度については、関係団体の会議や市関係会議への出席、講演等を行い、市域への再エネ普及を目的としたプロジェクト組成に向けて、市内事業者等とのネットワークづくりに努めました。エネルギーマネジメントについては、市内の需要家に対する太陽光発電設備や蓄電池設置の促進等の事例を踏まえ、社会動向や技術動向などを踏まえた検討を行いました。
みぞのくち新都市の財務状況維持について	・事業は長期化しているが、今期は19百万円の赤字とのこと。テナントリーシング能力はあるのか。テナント家賃の値上げは検討されているのか。 ・そもそもの存在意義は薄れていないのか。	・令和6年度は、当初から余剰金を活用した戦略的な設備投資のために50,650千円の赤字予算を組んでいた中で、集客力の高い隣接テナントを拡大することとするなど、お客様ニーズ、消費動向等の適切な分析を今回のリーシングに反映させることによって、増収減益（5,699千円の増収、18,504千円の減益）となり赤字幅を縮小した状況です。については、赤字理由はリーシング（売上高）によるものではなく、丸井のノウハウも活用しながら適切にリーシングが実施されています。テナントの更新時において、運営状況等を踏まえ、賃料を含めた協議を行っております。なお、当面の投資期間の終了目途となる令和12（2030）年度以降は黒字化される見通しであり、その間も、毎年、投資計画のローリングを行

		うなど、適切に収支バランスをコントロールしていきます。 ・法人の運営にあたっては、川崎市・地元権利者・丸井の三社の総意を運営の基本としています。健全なテナントの選定や賃料の徴収、権利者で組織する共有者組合との調整などを行いながら、単なる利益追求ではなく、キーテナントである丸井と再開発以前から溝口で商売をされ、再開発ビルに出店された方、地元の再開発権利者などとの間に立ち、事業の継続性と中立性を維持するなどの役割を期待されています。現に、地域貢献事業として各種イベントの実施や、市の施策に準じた環境対策にも積極的に取り組んでおり、本市としても、今後も引き続き、溝口駅周辺の地域の活性化に向け一定の関与が必要と考えています。
川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・P F I 事業に伴い失った収入を取り返す手段として、新たな指定管理の受託や自販機設置等の取組を進めていると思われるが、なくなった収入を取り返すだけの工夫として充分と考えられるのか。この間の取組として検討されてきている事項はどのようなものがあるのか。	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業」における市の見解と同様になります（P 15、16 掲載）。

川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。	・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様になります（P 19～21 掲載）。
川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・経常収支比率は目標未達で正味財産も逓減しており、経営状態に課題があると考えられるが、改善に向けて、原因分析、今後の見通し、また具体的な方策をどのように考えているか確認したい。	・東京湾アクアラインの消防活動に係る車両及び資機材の保守管理業務については協定満了である 2037 年までの契約金を一括受領しており、取り崩していることから、正味財産の逓減については想定しているところです。しかしながら管理部門に係る経費に対する収入が不足していることや昨今の物価高騰による経常費用増加により経常収支比率は 100%を下回っており、経営状況は依然として厳しい状況と言わざるを得ません。 ・公社が実施する事業はいずれも市民ニーズが高いと認識してい

		ますので、必要な人員の確保と併せ、管理の効率化による経費見直しや物価上昇に応じた収入増加の取組等により、経営改善に繋がっていきたいと考えており、市と公社で連携し、改善できるよう取り組んでいきます。
--	--	---

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
- 意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 学部長・教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部 学部長・教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 国際 PPP 研究所 リサーチパートナー 千葉商科大学 総合政策学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

・第1回委員会

令和7年6月30日(月) 川崎市役所本庁舎3階302会議室

・第2回委員会

令和7年7月28日(月) 川崎市役所本庁舎2階204会議室

WEB併用会議にて開催